

令和元年度第1回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 令和元年8月29日(木) 午後3時00分～午後4時50分

2 場 所 高松市役所11階 職員研修室

3 出席者	高松市長	大西 秀人
	高松市教育委員会教育長	藤本 泰雄
	高松市教育委員会委員(教育長職務代理者)	吉澤 潔
	高松市教育委員会委員	葛西 優子
	高松市教育委員会委員	関元 盛夫
	高松市教育委員会委員	小方 朋子
	高松市教育委員会委員	富家 佐也加

4 事務局

(教育委員会)

教育局長	赤松 雅子
教育局次長総務課長事務取扱	石原 徳二
教育局次長生涯学習課長事務取扱	南 岳志
学校教育課長	川上 敬吾
保健体育課長	合田 伸太郎
人権教育課長	大高 哲也
総合教育センター所長	篠原 隆則
少年育成センター所長	井村 新一
生涯学習センター副館長	佐野 健市
中央図書館主幹	塩谷 重昭
高松第一高等学校事務長補佐	横山 光弘
教育局総務課長補佐	香川 昭子
教育局総務課総務係長	牧野 小織
総合教育センター支援係長	植松 克友

(市民政策局)

市民政策局長	佐々木 和也
市民政策局次長政策課長事務取扱	蓮井 博美
政策課課長補佐	小川 雅彦
政策課企画担当課長補佐	谷本 真一
政策課企画員	武田 耕治

(健康福祉局)

こども未来部長こども園運営課長事務取扱	中谷 厚之
こども園運営課長補佐	石尾 育代
保健センター長	鈴木 和知
保健センター副センター長	三井 悦子

(創造都市推進局)

創造都市推進局長	長井 一喜
創造都市推進局参事	多田 安寛
文化・観光・スポーツ部長文化芸術振興課長事務取扱	一原 玄子
文化財課長	次田 吉治
スポーツ振興課長	高本 牧男
美術館美術課長	川畑 聡
文化芸術振興課長補佐	川野 祥靖

5 傍聴人 1人

6 協議・調整事項

- (1) 第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しについて
- (2) 医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備について
- (3) 文化・スポーツ施策の推進状況について

7 議事の経過

【開会】

【市長挨拶】

○ 市 長

- ・教育長、教育委員におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、御礼申しあげ
- る。
- ・総合教育会議は、地方教育行政法の改正に伴い、市長と教育長、教育委員会委員がメンバーとなり、意思疎通を図りながら本市の教育の課題等を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために平成27年度から設置されたものである。
- ・昨年度は、「高松市立学校における防災体制の現状と課題」と『共生社会ホストタウン』登録を契機としたユニバーサルデザインのまちづくりの更なる推進について、

「文化・スポーツ施策の推進状況について」また、「高松市のPTAの現状と課題」と「地域共生社会の実現に向けて」の協議・調整を行った。

- ・本日は、「第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しについて」と「医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備について」、「文化・スポーツ施策の推進状況について」の3つの議題について協議を行う予定である。
- ・協議・調整事項1「第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しについて」教育委員会から説明をお願いする。

【議題（1）第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しについて】

○ 教 育 長

- ・本市教育委員会では、平成28年3月に策定した「第2期高松市教育振興基本計画」を、教育に関する「大綱」と位置付け、本計画の基本理念である「確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」の実現に向け、各種施策・事業に取り組んでいるところである。
- ・国においては、社会の現状や2030年以降も見据えた課題を踏まえ、昨年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項や今後の基本方針を定めたところである。
- ・本市の現行の計画の中にも、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合においては、適宜、計画の見直しを行っていくと明記していることから、本計画の策定後における社会情勢等、教育を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、本計画の中間年となる今年度、今後4年間で求められる施策を盛り込むため見直しを行いたいと考えている。
- ・骨子案について、事務局総務課長から説明をお願いする。

○ 事 務 局（総務課）

- ・（「本市教育の現状と課題、第2期高松市教育振興基本計画策定後の社会情勢等について、第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改訂版）骨子（案）、策定スケジュール（案）」について説明。）

○ 市 長

- ・言葉の使い方について、第2期高松市教育振興基本計画骨子（案）の施策体系の中に、「ネット依存・ゲーム依存対策」とあるが、「高松市生徒みらい議会」の中では、「ネット依存・ゲーム障害に対する対策」とあった。「ゲーム依存」又は「ゲーム障害」の言葉についてはどうか。

○ 事務局（総務課）

- ・「ゲーム障害」は世界保健機構（WHO）が今年５月に正式に疾病と認定されたことを受けて使用しているものと認識している。

○ 市長

- ・定義について確認し、適正な言葉にしてほしい。

○ 教育長

- ・「本市教育の現状と課題」の「子どもの状況」は、今後十分に検討しなければならないが、令和元年度全国学力・学習状況調査の速報値が出ており、県の状況については公表されているが、市町の状況は公表していないため、そのデータをどこまで取り入れるか。関連して、自己肯定感についても既に令和元年度のデータが公表されているが、本市のデータをどのようにするか教育委員会で検討しなければならない。
- ・「児童生徒の問題行動」については、平成２９年度のデータであり、こちらについても国が平成３０年度のデータを公表していないため、このようになっている。こちらについても県のデータであり、国のデータが公表され次第、平成３０年度の数値を入れ、また本市のデータについても検討をする。
- ・「特別な支援が必要な児童生徒の状況」については、９月１日に平成３１年度（令和元年度）が公表されるため、こちらは本市の数値であり追加していく。
- ・「体力・運動能力の状況」については、それぞれ単年度の子どもたちの状況であり、一年異なると全国平均を超える者もいる。毎年１２月に全国の状況が出るため、時間的な余裕があれば平成３１年度（令和元年度）の状況を入れる。データの内容については教育委員会で検討していく。

○ 市長

- ・御意見等はないようですので、この方向性で進めていただきたい。

【議題（２）医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備について】

○ 教育長

- ・共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築が求められており、障がいのある児童生徒の就学判定においても、本人・保護者の意向を最大限尊重することとされていることから、今後、特別支援学校ではなく、公立の小・中学校に入学する比較的重度の障がいのある児童生徒は増加するものと思われる。

- ・本市においても、経管栄養を朝夕受けながら登校している生徒や、医療的ケアではないものの、母親の食介助のもと、形態食（ペースト状の食形態）を食している嚥下障害のある児童生徒などが在籍しており、医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒への支援が求められるようになる。
- ・平成31年3月20日付け文部科学省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」では、小・中学校における医療的ケアは「原則として看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましい」とある。
- ・詳しい内容について、事務局総合教育センター所長から説明をお願いする。

○ 事務局（総合教育センター）

- ・（「医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備について」説明。）

○ 委員

- ・「本市における現状」では、6人の医療的ケア児が在籍しており、この6人に対して個別に対策を講じるのか。又は医療的ケアが求められる背景があるように、全体的に今後のことも含めた大きな課題として、市としての対策を講じるのかによっても異なる。
- ・6人であれば個々に対応することも可能であるかもしれないが、今後を考えるとそれでいいのか。
- ・6ページ、「期待される効果と課題」の「課題」では「就学指導委員会における専門家による判断の意義の問い直し」とあるが、子どもが1年生になる時、普通学級か養護学校かの判断を慎重にする必要がある。
- ・小学校6年間は長いので、途中で状況が変化することもある。また、保護者の就労によりケアができなくなったケースもある。
- ・年度又は症状の見直し、持続可能かどうかの判定も含め、きめ細かに個々の症例により対応する方がいいのではないか。全体的な施策や対策より、個々の症例に応じた方針を決め、医療的ケア児が就学する時に一定の基準や対策、一つ一つの手続きを決めておき、それぞれ個々のケースにより、その都度考えていく方針がいいのではないか。全体にまとめた方針は難しいのではないか。

○ 市長

- ・個々のケースに応じた対応、保護者がケアできない場合は看護師を派遣するなど、保護者の負担を軽減する方策を皆で考え、よりその人に合った方法を考えることについて事務局から説明をお願いする。

○ 事務局（総合教育センター）

- ・現在、把握できている人数が6人である。医療的ケアが整っているのであれば、地元の学校に行きたいというお子さんはもう少しいるかもしれない。個々の対応に応じるようにはなるが、今の時代の流れからすると、今後増えることが想定される。どのような対応をしていくか市としての方向性は固めていきたいと考える。

○ 市長

- ・潜在的に、できれば普通学校に行きたいが、体制が整っていないため養護学校等へ行く。医療的ケアが整っていれば普通学校に行きたいという対象者は年に何人ぐらいいるのか。

○ 事務局（総合教育センター）

- ・正確に把握できないが、年に1人か2人ではないかと思う。
- ・喫緊の課題として、4ページの市立こども園に通われている4歳児のお子さんが2年後、地元の学校に進学したいと聞いている。その際、どのような支援をしていくかの判断が必要になる。

○ 委員

- ・3ページに特別支援学校の小中学校で900人在籍しているとある。香川県で考えた時、全国の約100分の1で私達はカウントしており、特別支援学校の県内の小中学校では約10人未満、本市では半分ぐらいが妥当な数字だと思う。
- ・共生社会の形成を国際連合や国では求めており、障がいがあろうとなかろうと同じ場でできる限り一緒に学んで欲しい。
- ・学校教育法施行令も改正され、就学先については、保護者や本人の意見を尊重するようになった。例えば、県立高松養護学校では看護師が7人常駐しており、一人一人に合った教育を全力を挙げて考えている。地元の小学校で医療的ケアが受けられるのであれば、地元の小学校に行く。どちらの方が学びが大きいのか、安全に適切に学べるのかの選択肢であり、どちらが適切かを対等に選ぶ時代になってきていると思う。
- ・条件も違うため、一番大事なことは丁寧に就学指導をしていき、就学指導委員会ももちろんだが、専門性のある指導主事の先生方が、そのお子さんの状況を見て情報を出し、個別支援計画に対応できるような計画をきちんと立て、その相談に応じていくことが大事だと思う。
- ・一人一人個別に対応を考え、知恵を出し合い、それぞれが一番適切な方法を考えていくことも必要だろう。
- ・例えば、あまりメリットがないかもしれないが、特別支援学校と市町の小学校で二重学籍にするなど、様々な方法があると思うので、それぞれどのようにするかを考えていただきたい。

○ 委 員

- ・ 5 ページ、「具体的な対応」では、考えられる手法について、個々の児童に対してどの方法が一番いいのかを選択するのがいいのではないかと。
- ・ 民間の医療的ケア児に対する訪問看護ステーションが、先日、建設中だと報道があった。そういったところも委託契約ができると思う。
- ・ 4 ページにある、インスリンや胃ろうは、差し迫った緊急性がない場合が多いが、気管切開や経鼻経管栄養による誤嚥は、緊急性を要することがある。その場合、一般の病院であれば大病院や中核病院とのホットラインがある。この電話をかけると、必ず専門医につながる。それぞれの子どもたちに対してホットラインを一つずつ結び、セーフティーネットを作り、何かあった時に対応する方策も必要なのではないかと。

○ 市 長

- ・ 何かあった時のセーフティーネット、安全策を確保しておけば保護者も安心して預けられ、事故についても防ぐことができる。その点については、専門家と相談しながら考えていきたい。

○ 委 員

- ・ 福祉との連携について、介護保険とは少し違うが、介護保険ではケアマネージャーに相談するが、それと同じように子どもにも支援計画など、気軽に相談できる場所、例えば、社会福祉協議会などと連携ができればいいのではないかと。
- ・ 先ほど、「ネット依存・ゲーム障害」の話があったが、結果的に学校へ行かなくなる現状があり、今後も増えると思われる。こちらには入らない話かもしれないが、そういった人たちのケアも必要なのではないかと。

○ 市 長

- ・ ネット依存の問題は、医療的ケアとは別の問題になるが、先ほどの、第2期高松市教育振興基本計画の中間見直しの中で、不登校や引きこもりとなった場合の対処法、また、そうならないような防止対策を推進していただきたい。
- ・ 就学指導委員会の専門家が判定をしているが、保護者たちが普通学校へ行くことになった場合、その後も就学指導委員会のアドバイス等を判断して聞ける体制になっているのか。

○ 事 務 局（総合教育センター）

- ・ 就学後の支援については、今後、考えていかなければならない。現在、就学判定のところで止まっており課題だと考えている。

○ 市 長

- ・就学指導委員会の判定が、養護学校が相当と判定されても、普通学校へ行かせたいとなった時、専門家の判断などが必要なのではないか。

○ 委 員

- ・高齢者の場合は訪問看護ステーションがあり、ケアマネージャーが付いて病院や介護施設とのつなぎ役をしてくれる。そのようなケアマネージャー的な方がいたら、学校と保護者をつなぐ役割を担い、どのような医療が必要であり、どういったケアが必要かを保育園、幼稚園、小学校や中学校と継続的につないでいけるのではないか。また、そういった人たちの養成も必要ではないか。
- ・国の補助事業は、就学前と就学後では所管が異なるとの話だったが、本市として補助事業を一つにするなど、そのようなことができれば更にいいのではないか。

○ 委 員

- ・お子さんに対する医療的なケアについては、身体的なケアをしていただくのはもちろんだが、ケアをされる方との信頼関係もあると思うため、切れ目のない継続的なケアの実施に重点を置くような施策にしていきたい。

○ 市 長

- ・現在、保育園、こども園にいる方が、小・中学校へ上がった場合、継続的な支援が必要になる。

○ 事 務 局（こども園運営課）

- ・4ページのように、現在のところ3名の児童が支援を求めているところである。
先ほど御意見にもあったように、小さいお子様ですので、ケアする方との信頼関係は必要だと思う。小学校に入学後も、できれば同じような形でケアをしていけると、子どもにとってもいいことだと思う。教育委員会と健康福祉局において、事業のあり方を検討してまいりたい。

○ 市 長

- ・個々のケースに応じた最適な方法を考えていただき、幼稚園などから小学校へ上がる時には、幼稚園などの様子やケアをしていた時の状況等をきちんと引継ぎができるよう、健康福祉局と教育委員会とのつながりも大事である。

○ 教 育 長

- ・それぞれ個々の状況に応じた対応ができるような組織づくりをすることについて、5ページ、「考えられる手法」について考えてみたが、訪問看護ステーションなどとの

委託契約や個人契約、ニーズに応じた支援員の配置換えについては難しいかもしれないが、また、その他のところについても、常に体制の準備をして要望に応じて選択ができるよう、教育委員会としてどの手法も選べるように準備をしておくということか。

○ 委 員

- ・手法は多く用意できるほどよい。そのための人材確保、普段からのコネクション、また、アンテナを張り、常に様々なケースに対応ができるようにしておかなければならないと思う。
- ・想定していない状況の子どもたちが出てくることがある。例えば、生まれつき両腕と両足がない乙武さん、ホーキンス博士のような頭脳明晰だが体が不自由な方、今の考えでは思いもつかないようなことが出てくる場合もあるため、その都度、一つ一つのケースに対して対策を用意しておく必要があると思う。予め準備をすることは難しいと思うが、要望が出たときに何が一番いいかを個々の状況に即して考える。普遍的なことは難しいのではないか。

○ 教 育 長

- ・その場合、本市であれば保健センター、みんなの病院にも協力を求めたいと思うが、現状でそれは可能なのか。

○ 事 務 局（保健センター）

- ・保健師の業務とは、主に保健指導、健康相談や健康教育であり、実際、保健センターにおける業務の中で直接的な医療行為を行うことはない。
- ・保健センターにおける通常業務を処理するために配置されている人員数の中で、ほぼ毎日のように必要となる、医療的ケアに対応するだけの人員や時間を確保することは難しい。
- ・保健師の中には、臨床経験のない者も多く、専門的で高度なスキルを要する医療的ケアを安定した状態で提供することは、現状では困難である。

○ 市 長

- ・保健センターでは直接的なことは難しいかもしれないが、民間も含め、訪問看護ステーションなどを利用したい場合、教育委員会から相談を受け、健康福祉局が窓口となり調整することは可能なのか。

○ 事 務 局（保健センター）

- ・訪問看護ステーションとの連絡は可能である。

- 市 長
 - ・教育委員会と健康福祉局が連携をとりながら進めていただきたい。
 - ・就学指導委員会はいつ頃実施するのか。
- 事 務 局（総合教育センター）
 - ・9月から11月にかけて判定している。
- 市 長
 - ・就学指導委員会の判定時期を早め、保護者の意向を早めに示していただくと準備期間が取れると思うが、スケジュール調整をした上で早めの実施をしてはどうか。
- 委 員
 - ・就学指導委員会のメンバーは、児童のかかりつけの医師は入っているのか。
- 事 務 局（総合教育センター）
 - ・メンバーには入っていない。
- 委 員
 - ・そういった人を入れるべきなのではないか。かかりつけ医の意見を反映できるような仕組みにする方がいいのではないか。
- 事 務 局（総合教育センター）
 - ・現在、3人の小児科の先生に入っている。子どもたちには、それぞれの主治医がおられ、全ての主治医の方に来ていただくことはできないため、市内の医師の中で主に発達障害等を多く見られている方に委員をお願いしているところである。
- 市 長
 - ・その子どもの判定をするときに、主治医の意見を聞くことは必要なのではないか。
- 事 務 局（総合教育センター）
 - ・保護者を通して診断書や心理検査の結果等はいただいております、それを元に判定をしている。
- 委 員
 - ・文章、書類だけでは表せないところがあり、就学指導委員会の中で、かかりつけ医の本音の部分を意見に取り入れるべきではないか。

○ 市 長

- ・かかりつけ医のヒアリングを経た上で、判断する方がいいのではないかな。

○ 事 務 局（総合教育センター）

- ・今後の検討材料にさせていただきたいが、本市の場合、200人ほどのお子さんの判定を毎年しており、個別については難しい。

○ 市 長

- ・医療的ケアが必要な児童だけ主治医の意見を聞いて判断してはどうか。

○ 事 務 局（総合教育センター）

- ・今後、検討していきたい。

○ 市 長

- ・本日の御意見も参考にさせていただきながら、今後も引き続き、教育委員会として、医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備に取り組んでいただくとともに、市長部局側といたしましても連携、協力をより一層進めてまいりたい。

【議題（3）文化・スポーツ施策の推進状況について】

○ 事 務 局

- ・（「文化・スポーツ施策の推進状況について」平成30年度事業実績及び本年度の事業予定等の説明。）

○ 教 育 長

- ・文化からスポーツ全般にわたり、学校教育と密接に連携をとっていただいている。パラスリートに学校を訪問していただいたり、また、子どもたちが様々な場で学ぶ機会を数多く設けていただき、子どもたちの文化芸術、そして、スポーツ振興及び興味を持つことにプラスになっていると感じており、大変ありがたいと思っている。引き続き、よろしくお願いいたします。
- ・市民文化祭「アーツフェスタたかまつ2018」について、こちらは市民文化祭だが、全てアマチュアの方々がしているのか。
- ・『文化たかまつ』の編集・発行助成について、こちらは地元のものをうまく引き出している本だと思うが、配布先がどこかを教えていただきたい。
- ・4ページ、（2）ア「文化芸術ホールの管理運営」について、「当該ホールの効果的な

管理運営」とあるが、「効果的」とは、後でお願いすることと関係するが、どういった意味かを伺いたい。

- ・ 11 ページ、(2) ウ「文化財の公開・活用」について、文化財については、国の方針でも十分に活用を図ることが求められているが、今後の活用についてどのようにお考えかを伺いたい。

○ 事務局（文化芸術振興課）

- ・ 市民文化祭「アーツフェスタたかまつ2018」については、市民の方が一緒に企画して作っていくことを主旨としており、基本的には、本市で活動されているアマチュアの団体である。ただ、指導者やゲストアーティストとして、文化祭で発表するとき、プロの方が入ることはある。
- ・ 文化協会が発行している「文化たかまつ」の配布先について、こちらは有料で販売しているものもあり全てを把握しているわけではないが、公共施設等に配布しており、市内のコミュニティセンターや文化施設等に配付している。
- ・ 文化芸術ホールの効果的な活用については、当初から指定管理者制度をとっており、市の直営ではないが、指定管理者のノウハウを生かし、大勢の方に利用していただけるよう、また、ホールで行う事業を大勢の方に見ていただけるよう、営業努力をしっかりといただけるようお願いしている。稼働率が全施設で80%前後をキープしており、大変稼働率の良い施設となっている。

○ 事務局（文化財課）

- ・ 「文化財の公開・活用」については、これまでも、ふるさと探訪を年10回ほど開催しているほか、遺跡の現地説明会、シンポジウム等を行っているが、今年度は、松平家墓所が国史跡に指定されたことを記念し、シンポジウム及び関連イベント等を開催してきた。
- ・ 特に松平家墓所については、普段立ち入ることができないところを公開した。引き続き、公開活用については、積極的に実施してまいりたい。

○ 教育長

- ・ 教育委員会において、高松市教育文化祭として音楽会、展覧会を開催している。音楽会や展覧会には保護者も参加するため、他の市町では市民文化祭の中に教育文化祭も一緒に入り、子どもたちも市民の一人として参加しているところがある。可能であれば、今後、この市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」の中に教育委員会で開催している音楽会や展覧会等を入れていただきたら、大変ありがたい。
- ・ 現在、中学校では合唱コンクールなどでサンポート高松のホールを利用しており、大きなホールでクラス対抗の合唱コンクールを開催している。学校がホールを使用するとき、減免措置等も検討していただけるとありがたい。

- ・菊池寛記念館事業について、提案だが、愛媛県東温市には「坊っちゃん劇場」がある。ここでは14作、様々なミュージカルを作っている。実際、観劇したが素晴らしいミュージカルだった。東京でオーディションをして、一流に近い方々が出演され、作品作りもジェームス三木さんなどが脚本を書かれたりしている。
- ・御存じのように、「げんない」の香川公演があったときは、大勢の方々が見られたとのことである。来年度、「桃太郎」の公演があり、是非、香川公演をしたいという話も聞いた。
- ・その中で、題材を集めるために相当苦労されており、また、四国4県内の様々な話題をミュージカルにしたいとお聞きした。例えば、菊池寛の一生、菊池寛の書いたものを一つ題材にしてもらうのも面白いのではないかと、向こうの担当者の方に話したことがある。その場合には香川公演もしたいとのことですので、できれば「坊っちゃん劇場」と一緒になり、過去には正岡子規や坂本龍馬も上演したとお聞きしたので、形になれば菊池寛を知っていただく機会になるのではないかと思います。
- ・高松市塩江美術館について、私も何度か訪問させていただいているが、駐車場からアプローチ、会館まで大変素晴らしい施設である。リニューアル後も行かせていただいたが、展示も非常に素晴らしく、更に大勢の方に訪れていただけるとよい。塩江美術館についてもしっかりとPRしていただき、また素晴らしい作品展をしていただけるとありがたい。
- ・感想であるが、検討していただけたところがあれば、よろしくお願いします。

○ 事務局（文化芸術振興課）

- ・「アーツフェスタたかまつ」は、香川県の文化祭と時期が被らないように春に開催しており、教育文化祭の開催時期と少しずれがあるかと思う。現在の作り方は、出演していただく団体の方が皆で協力する作りとなっており、教育文化祭と一緒にすると、市民文化祭の作り方をもう少し公的なところに戻さなければならない。アーツフェスタの仕方について、近々考える機会があるので、その時に時期や一緒にできるかどうかを考えたい。

○ 委員

- ・玉藻公園の高松城復元について、10万人の署名が提出されたが、市としてどのような考えか。天守の復元を望む人は非常に多いと思う。その計画により本市のまちづくりを考えることにもなり、いいのではないかと。
- ・今の時代、寄付やクラウドファンディングなど様々な形があると思うが、国のハードルが高く、復元は大変だとも聞いたが、それを乗り越えていけるとよい。

○ 市長

- ・高松城の天守復元を要望する10万人分の署名を受け、私自身が文化庁に赴き、強

く要望したところである。

- ・天守復元が難しいのは、天守の外観は写真などで詳しく把握できているが、内部構造については不明な部分が多いからである。文化財の復元については、完全な形でなければ認めないのが文化庁のスタンスである。文化庁の審議会において「復元的整備」ができないかの議論をしており、先日答申がでて、一定の条件はあるようだが「復元的整備」にも道を開く方向性は出ている。
- ・市民団体、市議会からも天守復元について要望をいただいております、市といたしましては復元が可能になるように進めてまいりたい。
- ・今後における文化・スポーツ施策については、本日の御意見を参考にさせていただき、また、教育委員様の御意見を伺いながら進めてまいりたい。これからも御理解、御協力をお願いする。